

国民健康保険税のお知らせ

- ①所得割の税率、均等割額及び平等割額を見直しました。
- ②医療分と後期高齢者支援分の課税限度額を引き上げました。
- ③均等割額と平等割額の5割軽減と2割軽減の対象世帯を拡大しました。

【国民健康保険税の税率等】 年間保険税＝A＋B＋C ※ただし課税限度額まで

内 訳	計算の説明	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分
所得割 A	課税総所得金額×税率	6.99%	3.02%	2.62%
均等割 B	被保険者1人につき	30,100円	12,800円	13,500円
平等割 C	1世帯につき	19,300円	8,200円	6,600円
課税限度額		660,000円	260,000円	170,000円

※介護保険分は、40歳以上65歳未満（介護2号被保険者）の人のみに上乗せされます。

【保険税の軽減制度】

前年中の所得が所得基準を下回る世帯については、保険税の均等割額と平等割額が減額されます。

※申請は不要ですが、所得の申告をしていない人がいる世帯は軽減の対象になりません。

軽減割合	所得基準
7割軽減	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
5割軽減	43万円＋30.5万円×（被保険者数及び特定同一世帯所属者の数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
2割軽減	43万円＋56万円×（被保険者数及び特定同一世帯所属者の数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下

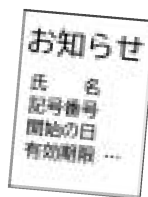
国民健康保険加入のみなさんへ
資格確認書・資格情報のお知らせを送付します

8月1日から利用できる資格確認書・資格情報のお知らせを、7月下旬に世帯ごとに郵送します。

郵送するものは「マイナ保険証（保険証利用登録を行ったマイナンバーカード）」の状況により、次のとおりとなります。

マイナ保険証の登録がある人

●「資格情報のお知らせ」を郵送します。（A4・1枚。健康保険の情報を印字した書類）



※サイズ：A4

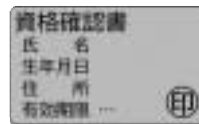
●8月以降、病院等では「マイナ保険証」をご提示ください。



●「マイナ保険証」が使用できない諸事情がある場合は、役場窓口で「資格確認書」を申請できます。（必要なもの…申請者の本人確認書類。別世帯のときは委任状）

マイナ保険証の登録がない人、諸事情により「資格確認書」が継続的に必要な申請をした人

「資格確認書」を郵送します



※サイズ：カード型

●8月以降、病院等では「資格確認書」をご提示ください。

次のようなときは、役場に届出が必要です

- 国保加入の届出
- 退職したとき、会社の保険の扶養を外れたとき
- 国保脱退の届出
- 就職したとき、会社の保険の扶養に入ったとき

保険税は必ず期限内に納めてください

病院等にかかったときの医療費は、窓口で支払う一部負担金のほか、国や県からの補助金やみなさんが納める保険税で賄われています。

保険税を滞納すると、一時的に医療費が全額自己負担になる場合があります。

担になる場合があります。納付が困難なときは、早めに相談してください。

国民健康保険の給付（一例）

- 次のようなときは、国保で給付が受けられます。
- 限度額を超える高額な医療費を支払ったとき
- 医師の指示により、コルセット等の補装具を作ったり、鍼灸などの施術を受けたとき
- 医師の指示により、移動困難な患者を緊急に移送するための費用が生じたとき

限度額適用認定証
必要な人は
申請してください

マイナ保険証を使うと、ひとつの病院等における1か月の自己負担額が限度額までになります。マイナ保険証がない場合は、紙の「認定証」を病院等に提示することで、同じく限度額までになります。

新しい認定証の発行申請は、8月1日から受け付けます。（必要なもの…申請者の本人確認書類。別世帯のときは委任状）

問い合わせ先

- 保険税に関すること
- 保険資格・給付に関すること

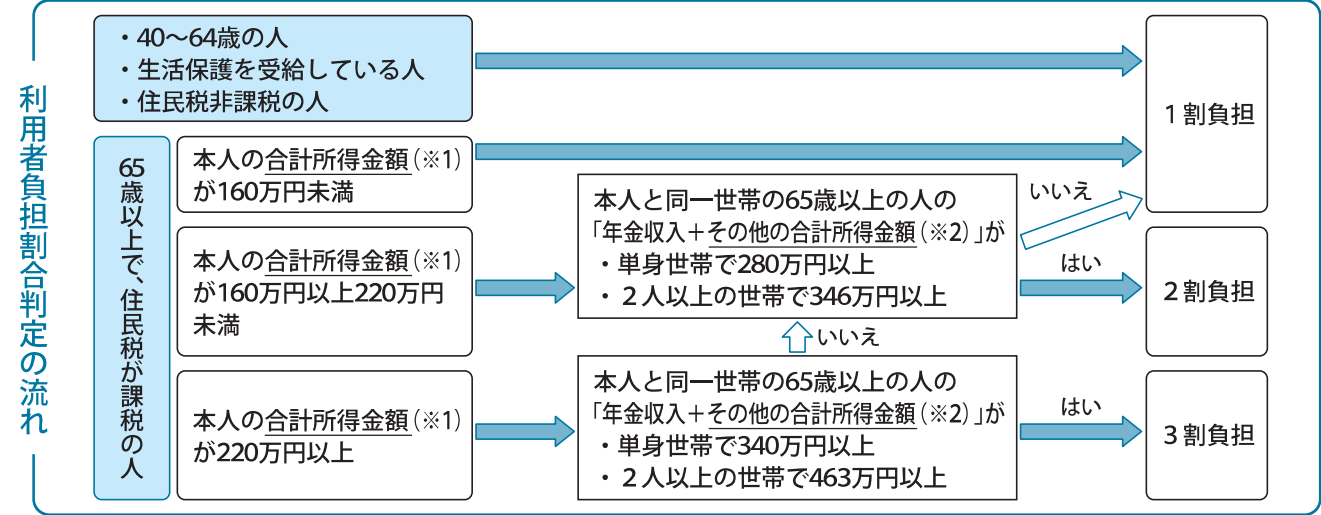
税務課 国民健康保険税担当（内線341）
ほけん年金課 国保係（内線355）

介護保険料の基準額は、介護サービスにかかる費用などに応じて3年ごとに見直されます。
令和6年度から令和8年度までの3年間、保険料の基準額は75,100円（月額6,260円）です。
7月中旬に、65歳以上の人（第1号被保険者）へ保険料額決定通知書を送付しますのでご確認ください。

所得段階	対 象 者	保険料率	年額（円）
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額（※2）との合計が80.9万円以下の人	基準額×0.285	21,400
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額（※2）との合計が80.9万円を超え120万円以下の人	基準額×0.485	36,400
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額（※2）との合計が120万円を超える人	基準額×0.685	51,400
第4段階	・本人が住民税非課税（同一世帯に住民税課税者がいる）で、本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額（※2）との合計が80.9万円以下の人	基準額×0.90	67,500
第5段階	・本人が住民税非課税（同一世帯に住民税課税者がいる）で、本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額（※2）との合計が80.9万円を超える人	基準額×1.00	75,100
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額（※1）が120万円未満の人	基準額×1.20	90,100
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額（※1）が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	97,600
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額（※1）が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	112,600
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額（※1）が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	127,600
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額（※1）が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	142,600
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額（※1）が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	157,700
第12段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額（※1）が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	172,700
第13段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額（※1）が720万円以上の人	基準額×2.40	180,200

新しい介護保険負担割合証を送付します

現在お持ちの介護保険負担割合証（白色）の有効期限は7月31日です。令和7年度の所得判定後、8月1日から翌年の7月31日まで有効な負担割合証を7月下旬に発送します。介護保険のサービスを利用する際は、必ず事業所にご提出ください。



（※1）「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した金額のことで、基礎控除や人的控除等を控除する前の所得金額です。長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除額がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除した額とします。

（※2）「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金等にかかる雑所得を除いた金額です。

後期高齢者医療保険料のお知らせ

7月中旬に後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付しますのでご確認ください。

【保険料の計算方法】

年間の保険料は一人ひとりが等しく負担する「①均等割額」と前年の所得に応じて負担する「②所得割額」の合計となります。

①均等割額	+	②所得割額	=	今年度保険料
52,791円		(令和6年中の総所得金額等－43万円) × (所得割率 11.24%)		(最高限度額80万円)

※均等割額と所得割率は2年ごとに見直され、兵庫県内で均一です。

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です（ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除（社会保険料控除、扶養控除等）は含みません）。

【保険税の軽減制度】

同一世帯内の被保険者と世帯主の令和6年中の総所得金額等が次の基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。

軽減率	所 得 基 準
7割軽減	基礎控除額(43万円) + 10万円 × (年金・給与所得者数－1)
5割軽減	基礎控除額(43万円) + 30.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者数－1)
2割軽減	基礎控除額(43万円) + 56万円 × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者数－1)

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します。

新しい資格確認書を送付します

マイナ保険証の登録有無にかかわらず、後期高齢者医療制度にご加入のすべての人に、新しい資格確認書をお送りします。新しい資格確認書は8月1日からご使用いただけます。7月下旬にお送りしますので、8月1日以降は新しい資格確認書を医療機関等の窓口で

提示してください。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の令和7年度の住民税課税所得額と令和6年中の収入額をもとに計算されます。また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更されることがあります。

『任意記載事項（自己負担限度額適用区分等）併記申請』について

令和6年12月に被保険者証が廃止されたことに伴い、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証（以下、限度額証）も廃止されましたが、限度額証の代わりとして、資格確認書に自己負担限度額等の適用区分を記載することができ

載を希望する人は、ほけん年金課窓口で「任意記載事項（自己負担限度額適用区分等）併記申請」のお手続きをしてください。
※現在限度額証をお持ちの人・資格確認書に適用区分の記載がある人は、新しくお送りする資格確認書にも引き続き適用区分が記載されますので、お手続きは不要です。

●申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療資格確認書
- ・申請に来る人の本人確認書類
- ・委任状（被保険者本人が来庁できないときで、窓口での受取りを希望する場合）

新たに資格確認書への自己負担限度額適用区分の記

問い合わせ先 ○後期高齢者医療保険料に関すること 税務課 後期高齢者医療保険料担当（内線344）
○資格に関すること ほけん年金課（内線379）
○兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局（コールセンター代表） ☎078-326-2021

スポーツで知ろう、話そう、楽しもう!

ボッチャリーグ ふうさき

boccha league fukusaki 2025



会場

エルデホール

説明会はサルビア会館で行います

時間

10:00~12:00

受付 9:30

開催日程

説明会 8/8 [金]

第1節 9/6 [土]

第2節 10/4 [土]

第3節 11/3 [月・祝]

ファイナル 11/29 [土]

障害者週間事業として、今年度は「ボッチャリーグふうさき」を開催します。詳細は町ホームページにあるチラシをご覧ください。

皆様のご参加をお待ちしています。

- 募集要項
- ①チーム内に福崎町在住・在勤の人を1人以上含む
 - ②1チーム3~6人で、説明会を含む全日程に参加できるチーム
 - ③最大12チームを募集（※申し込み多数の場合は抽選となります）

応募締切 7月25日(金)

申し込み先 福崎町障がい者基幹相談支援センター（福祉課内）

☎0790-22-0560（内線353・365） ✉kikan@town.fukusaki.lg.jp

問い合わせ先 パラスポーツフェスはりま ☎090-7098-8649 ✉bochahimeji@gmail.com



町ホームページ



マイナポータルで国民年金の電子申請ができます

写真付きのマイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルに登録すると、24時間いつでもスマートフォン等から国民年金の電子申請ができます。

●マイナポータルでできること

- ①国民年金第1号被保険者加入の届出（退職時などの国民年金の資格取得届、種別変更届）
- ②付加保険料納付（辞退）申出
- ③産前産後免除該当届
- ④国民年金保険料の口座振替（辞退）申出
- ⑤国民年金保険料の免除・納付猶予の申請
- ⑥国民年金保険料の学生納付特例の申請

●マイナポータルの登録方法（スマートフォン）

- ①マイナンバーカードと、カード作成時に設定したパスワードを用意する。
（カードを持っていない人やパスワードを忘れた人は、住民生活課で申請できます）
- ②マイナポータルにアクセス。
- ③画面上部の「ログイン」を選択。
- ④画面の案内に従い、登録してください。

●国民年金の手続方法（スマートフォン）

- ①マイナポータルのトップ画面から「年金の手続をする」を選択する。
- ②希望する手続を選び、画面の案内に従って操作してください。（マイナンバーカードの読み取りが必要です）

マイナポータル
QRコード



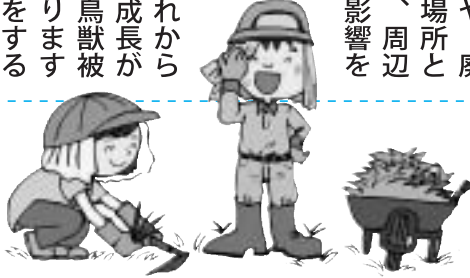
問い合わせ先 ○年金に関すること ほけん年金課（内線379）／姫路年金事務所 ☎079-224-6382
○マイナンバーカードに関すること 住民生活課（内線372・374）



農地の適正な管理を
お願いします！

近年、農業者の高齢化や農業人口の減少などにより遊休農地が増加傾向にあります。農地が遊休化すると雑草・雑木が生い茂り、病虫害や火災の発生原因となる恐れがあります。また、有害鳥獣の隠れ場所や、廃棄物等の不法投棄の場所となることも考えられ、周辺農地や近隣住民に悪影響を及ぼします。

農地の所有者及び耕作者には、農地を適正に管理する責務があります。これからの季節は、雑草等の成長が早くなり、病虫害や鳥獣被害も発生しやすくなりますので、早めに草刈りをするなど、農地を適正に管理しましょう。



農業委員会は荒廃農地の解消に努めています。農業委員会では、毎年8月に農地パトロールを行っています。農地パトロールで判明した遊休農地については、土地所有者等に営農の指導や利用意向調査を行い、農業上の利用の増進を図ります。

福崎町農業委員会事務局
(農林振興課内・内線315)



食育通信 ～もっと！知ってほしいもち麦のこと～

今年も無事にもちむぎの収穫が終わりました。もち麦の収穫期は短いため、天気や麦の状態を見極めつつ一気に刈り取りを行いました。

また、5月26日に福崎小学校の3年生、6月5日に八千種小学校の3年生がそれぞれ認定農業者の植岡朝一さん、農事組合法人鍛冶屋営農組合の上田隆敏さんのご協力のもと、もち麦の収穫体験を行いました。鎌を使って丁寧に刈取っていました。

この体験を通じて、地域農業や農産物、食べ物への意識がより高まることを願っています。
(農林振興課)



福崎小学校



八千種小学校

みのり
農 あるくらしでもっと心豊かに
～ともにつくろうともにたべよう～

西播磨地区生活研究グループ交換大会

日時 8月6日(水) 13:00～(開場12:15～)
場所 エルデホール
内容 特産もち麦を使った商品やお味噌等の販売(マルシェ)、事例発表、講演など

田んぼや畑は目にするけど、地域で誰がどんな風に農業をしているか知らない人も多いのではないのでしょうか？この機会に地域の農業を知っていただき、生活に「農」を取り入れてみませんか。夏休み中の開催ですので、小中学生の親子での参加も歓迎します。

主催者 姫路神崎生活研究グループ連絡協議会
後援 福崎町、福崎町教育委員会、姫路・光都・龍野各農業改良普及センター

申し込み先

姫路農業改良普及センター地域課

☎079-281-9561



子育て 情報



にこにこひろばで 作って遊ぼう！

申込みは不要です。材料はこちらで用意します。
9:30～11:00の都合のよい時間におこしてください。
先着15組程度の参加とさせていただきます。

夏休み中の園児さんもどうぞご参加ください。

場所 にこにこひろば

対象 就学前の子どもとその保護者

☆ 8月の製作『ひまわり』

8月21日(木) 製作時間：約20分

※問い合わせはにこにこひろばへ

家族で楽しむ『川遊び』

夏の日、ご家族で川遊びを楽しみませんか？
小さなお友だちも大歓迎です。

日 時 8月2日(土) 10:00～11:00

※雨天の場合は中止です。

場 所 青少年野外活動センター(現地集合)

対 象 就学前の子どもとその家族

申し込み先 にこにこひろば

持ち物 水筒、タオル、帽子、着替え、レジャーシート、濡れてもいいくつ(親子共)



ともだちひろば からのお知らせ ～親子グループ活動について～ 夏は、みずあそびをしています。

同じ年齢の子どもと、親(保護者)が集い、親子でさまざまな「あそび」を体験します。

小さな子どもと一緒に豊かな時間をすごしましょう。

(R7.4.1現在の年齢)

0歳児………金曜日

1歳児………水曜日

2歳児から…火曜日



昨年のようなす

月1回程度活動しています。

いつからでも、参加することができます。

問い合わせ先 ともだちひろば

申込受付中 『どうくんのさんぽ』 子育て講座 人形劇 『三びきのこぶた』

日 時 7月23日(水)

10:30～11:30(受付10:15～)

場 所 エルデホール メインホール

公 演 人形劇団クラルテ

※観劇希望はともだちひろばまで。

※夏休み中の開催です。お兄ちゃん、お姉ちゃんも一緒にお願いします。

申し込み先 ともだちひろば

個別相談(1日3組まで)

7月15日(火)・8月19日(火) 10:00～14:00

場所：文化センター 2階 和室 ※託児あり

専門相談員：大内和恵

子育てに悩みや不安はつきものです。ささいなことでも話すことで心が軽くなることもあると思います。こどもをあそばせながら、気軽に子育ての悩み、疑問を相談してみませんか？

※申し込みは下記の3施設で受け付けます。

★行事への参加は、福崎町に在住の子どもとその保護者に限ります。

★子育て情報は福崎町ホームページでもご覧になれます。アドレス <https://www.town.fukusaki.hyogo.jp>

ともだちひろば

(西部子育て学習センター)

火～金曜日 9:00～16:00

文化センター2階

☎22-7830 FAX22-2561

おひさまらんど

(福崎子育て支援センター)

月～金曜日 9:00～17:00

土曜日 9:00～12:00

福崎幼稚園内

☎22-2308 FAX22-2313

にこにこひろば

(東部子育て学習センター)

月～木曜日 9:00～16:00

田原幼稚園内

☎22-1058 FAX22-1058

子育て支援に関することは Eメール ko-shien@town.fukusaki.lg.jp